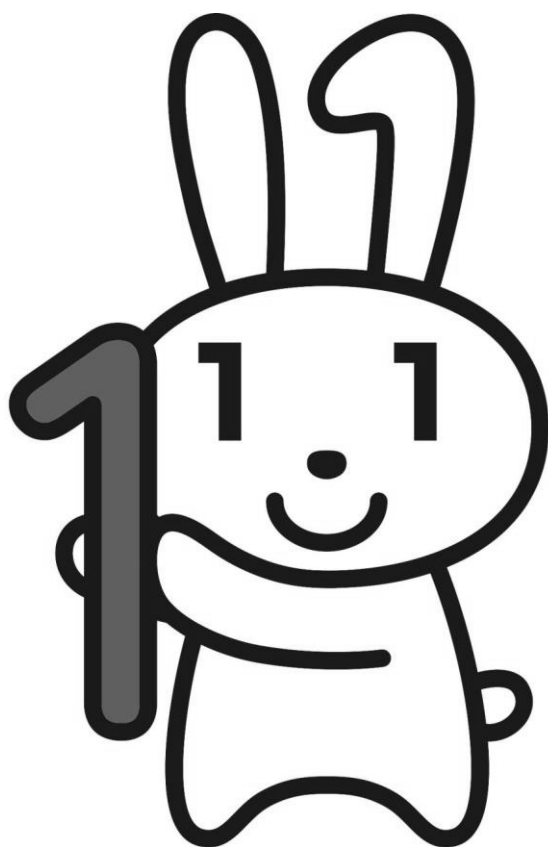


大活字広報誌

マイナンバー制度（社会保障
・ 税番号制度）のご案内
～ 視覚障害者の皆さまへ ～



平成 28 年 3 月版
内閣府大臣官房番号制度担当室
内閣官房社会保障改革担当室

～ 視覚障害者の皆さまへ ～

1 マイナンバー制度導入の趣旨

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で活用され、行政の透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

2 マイナンバーの通知

平成27年10月以降、簡易書留で各世帯に郵送された通知カードにマイナンバーが記載されています。通知カードは税や社会保障の手続で自分のマイナンバーを証明する書類です。大切に保管してください。

マイナンバーを読み上げる音声コードが同封の用紙に印刷されています。（一部の機器では読み上げが難しい場合があります。）

なお、行政の担当職員や補助者等が視覚障害者に替わってマイナンバーを代読したり、音声コードの読み上げを聞いたりすることは法律上

問題ありません。

また、マイナンバーの点字シールを配布するサービスを提供する市区町村もありますので、お住いの市区町村に相談してください。

3 マイナンバーの利用場面

平成 28 年 1 月以降、社会保障、税、災害対策の分野で順次マイナンバーの利用が始まります。例えば、

- 1 障害福祉、児童福祉など福祉分野の給付申請等を行う際や、国民健康保険、介護保険などの手続を行う際に市区町村にマイナンバーを提示する必要があります。障害福祉関係では、身体障害者手帳の申請、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の申請、自立支援医療に関する申請などでマイナンバーの提示が必要になります。詳細は各市区町村の担当部署にご確認してください。
- 2 平成 28 年分以降の確定申告など、税の手続で税務署などにマイナンバーを提示する必要があります。
- 3 税や社会保険の手続きで、勤務先にマイナンバーを提示する必要があります。

4 税の手続きで、法定調書等の作成に必要なため、取引先の証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示する必要があります。

マイナンバーの手続きでは、なりすましを防止する観点などから、①番号が正しいかの確認と、②正しい番号の持ち主かの確認を行います。

通知カードは番号の確認しかできないことから、別に身体障害者手帳などの身分証明書の提示が必要になります。顔写真付きの個人番号カードを持てば、1枚で番号の確認と身元の確認が可能です。

なお、障害福祉分野の市区町村での手続きなどで、申請者等が自身のマイナンバーを記載することが難しい場合、市区町村等の担当職員がマイナンバーを代わって記載することができます。詳細は、個別の手続の際に市区町村等の担当職員に相談してください。

4 個人番号カード

個人番号カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードです。個人番号カードは、マイナンバーに関係する手続で利用できるほか、身分証明書として広く活用できます。また、1

ICチップが付いており、税の電子申請などが行える電子証明書も標準的に搭載されます。市区町村によっては、図書館利用証や印鑑登録証などとしての利用や、コンビニで住民票の写しなどの証明書の交付も可能になります。

個人番号カードの取得には申請が必要です。通知カードの入った封筒に同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼って返信する方法や、パソコンやスマートフォンで、オンラインで申請する方法があります。詳しくはお住いの市区町村にお問合せください。当初の発行手数料は無料です。

なお、申請の際に希望すれば、個人番号カードには名前をカナで点字表記することが可能です。

個人番号カードを申請すると、カードの交付準備ができたことを知らせるはがきが届きます。市区町村の窓口で、市区町村から届くはがきのほか、通知カードと、身体障害者手帳などの本人確認書類の3つの書類を持って受け取りに行ってください。

電子証明書などICチップの利用にはカードの交付の際に自分で設定する暗証番号が必要で

す。暗証番号は他人に知られないよう、しっかりと管理してください。

個人番号カードのICチップに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などに限られ、所得などプライバシー性の高い個人情報には記録されません。仮に個人番号カードを紛失した場合には、コールセンターに電話すれば、ICチップの機能を一時停止することができます。

5 マイナンバーの取扱の留意点

マイナンバーは、法律に規定があるものを除き、その利用・収集は禁止されています。マイナンバーを提供する際は、しっかりと相手と利用目的を確認してください。また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、マイナンバーや個人の秘密が記憶された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象になります。不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提示しないでください。マイナンバーは生涯にわたって使うものですから、大切にしてください。

6 マイナンバー制度における安全管理措置

マイナンバーについては、個人情報外部に漏れたり、他人にマイナンバーを知られてなりすまし被害が起こったりするのではないかと、いった懸念の声がありますが、安全・安心を確保するため、制度面・システム面で、例えば、次のような措置を講じています。

- 1 なりすまし防止のための本人確認の義務付け
- 2 個人情報は一元管理せず、分散管理し、システムへのアクセスも制限
- 3 自分の個人情報にアクセスした履歴を自分で確認可能
- 4 第三者機関による監視・監督と罰則の強化

7 マイナンバーに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤルをご利用ください。電話番号は、

0120-95-0178、通話料は無料です。おかけ間違いにはご注意ください。

また、マイナンバーに関する福祉関係などの手続に関する詳細は、お住いの市区町村の各担当部署などにお問い合わせください。

